

【改正後】

第19条（届出事項）

- 借主および連帯保証人は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面により組合に届け出るものとします。
- 借主および連帯保証人が前項の届出を怠る、あるいは借主および連帯保証人が組合からの請求を受領しないなどの借主および連帯保証人の責めに帰すべき事由により、組合が行った通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には通常到達すべきときに到達したものとします。
- 連帯債務の場合、組合からの借主に対する連絡、諸通知は、借主のいずれか一方に対してなされれば足り、双方に対してする必要はありません。

令和2年10月1日適用開始

【改正前】

第19条（届出事項）

- 借主および連帯保証人は、その印章、署名、名称、商号、代表者、住所、職業、勤務先、その他組合に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面により組合に届け出るものとします。
- 借主および連帯保証人が前項の届出を怠る、あるいは借主（追加）が組合からの請求を受領しないなどの借主（追加）の責めに帰すべき事由により、組合が行った通知または送付した書類等が延着または到達しなかった場合には通常到達すべきときに到達したものとします。
- 連帯債務の場合、組合からの借主に対する連絡、諸通知は、借主のいずれか一方に対してなされれば足り、双方に対してする必要はありません。